

第 3 9 2 回常任会議員会議議事録

1. 日時

平成 2 5 年 4 月 3 0 日 1 3 時 3 0 分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

(1) 農地法第 4 条の規定による諮問について

(2) 農地法第 5 条の規定による諮問について

4. 出席者

○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	前間 源吾	貝原 敏正	中川 恵次
山口友三郎	佐佐木幸夫	江頭 義太	谷口 司郎	中野 吉實
田中 育夫	野口 好啓	古川 繁樹	船津 和正	(計 1 4 人)

○ 県農山漁村課

山口 課長	祖川 副課長	高島 係長	藤川 主査	山口 副主査
吉牟田 主事				

○ 佐賀市農業委員会

鬼崎 局長	古賀 主査	鶴 主事
-------	-------	------

○ 事務局

林 局長	北川 次長	椀島 主事
------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

貝原 敏正 中川 恵次

議 事 内 容

事 務 局 長	<p>さて、時間になりましたので、第392回常任会議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>第392回常任会議員会議を開催するに当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>新年度はじめての会議でございます。</p> <p>また、ゴールデンウィークの中日の何かとご多忙の中にご出席いただき、有り難うございます。</p> <p>各市町農業委員会におかれては4月の定期異動が行われており、事務局職員140人のうち54人の新任職員を迎え、あらたな体制で業務がスタートしたところであり、農業会議では4月18日に新任の職員を対象に農地法や農業者年金制度など法令業務や農地の有効活用など農業振興業務についての研修会を開催いたしましたところであります。</p> <p>7月には、農業をはじめ広い分野に亘り影響を及ぼすTPPの交渉入りが現実になり、今後どのように展開していくのか本当に心配される事態となっており、しっかり成り行きを見守り、農業団体と連携しながら対応していく必要があります。</p> <p>本日の常任会議員会議では、農地転用の諮問案件については、農地法第4条23件、農地法第5条58件、うち2,000㎡以上は7件で、合計81件となっています。</p> <p>どうか、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>常任会議員の交代がありますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部の高柳会議員の後任として、今泉博会議員が就任されましたので、ご紹介申し上げます。</p> <p>また、4月の人事異動等により、新しい県農山漁村課長さんと佐賀市農業委員会事務局長さんが着任されましたので、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>

農山漁村課長 (挨拶)

佐賀市農委局長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、前回の会議で〇〇業委員会経由の〇〇用地への転用案件について、県農山漁村課より説明をした
いとのことことです。

農山漁村課 前回質問がありました協定による水質検査についてですが、
「法定検査がない場合に地元と協定を結び、法定の基準はない
ようです」とお答えしておりましたが、再度調べたところ、
計23項目の法定基準がありましたので、訂正させていただきます。

そうなりますと、法定基準の方が地元協定で定めた基準より
も厳しくなり、なぜ地元協定があるのかという疑問が出て
きますが、その件については、地元担当に伝えておきます。

事務局長 前回の案件については、厳しい基準で確実な検査がなされ
るとのことです。

それでは、常任会議員会議に入ります。

本日の「第392回常任会議員会議」につきましては、常
任会議員の総数18名に対し14名の出席をいただいております、
過半数に達していますので、本会議は成立していることを報
告いたします。

また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、
議長は会長が行うこととなっておりますので、船津会長にお
願いします。

議長 それでは、只今から議事に入ります。

本日の議事録署名者として、〇〇農業委員会の〇〇会議員と
〇〇農業委員会の〇〇会議員をお願いいたします。

続きまして、農地法の規定による諮問に入ります。

農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮
問について、一括上程します。

諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀

市農業委員会から、説明をお願いします。

(4月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

佐賀県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は20件のうち、2,000㎡以上は2件。第5条関係は48件のうち、2,000㎡以上は5件。合計で68件の諮問を受けております。

2,000㎡以上の案件を説明します。

第4条関係の〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請の〇〇への転用において、これら2案件は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、第2種農地は周辺土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、第2種農地は周辺土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、第2種農地は周辺土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は駅からおおむね300m以内の第3種農地と判断され、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、第2種農地は周辺土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の〇〇

用地への転用において、申請地のうち3筆（166㎡）は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから1種農地と判断され、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、当該事業目的を達成する上で、申請地を供することが必要であり、全体の土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないため許可し得ると判断され、許可相当と判断されます。また、残りの7筆（3,496㎡）は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、第2種農地は周辺土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく願いします。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は3件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は6件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。

審議のほどよろしく願いします。

議

長

第4条関係23件、第5条関係58件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議

長

はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同

(異議なし)

議

長

それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議

長

次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇

	申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 会 議 員	〇〇への転用が多くなってきているが、雨水排水は自然流下となっています。山林の農地を切り開くことから、大雨等による下流地域への影響等について、県はどのように考えていますか。
県 農 山 漁 村 課	農地とありますが林地開発を行い、タマネギを栽培していたため、現況は農地と記載しております。 〇〇を設置することにより、降雨量に対して地表を流下する雨水の割合を表す数値である流出係数が0.6から0.9に上がりますが、大きな荒れ地ではなく、影響はないと判断されています。 また、もし下流地域へ影響が出た場合は個人が責任を負います。
事 務 局 長	林地開発をする際、審議会等があるのでしょうか。
県 農 山 漁 村 課	面積が1ha以上でありましたら、県の許可が必要になります。その際、災害防止をしてから許可ということになりますので、山林だったら雨水が0.6流れるところを裸地だと0.9流れるとなると、地目が変わることで0.3流れやすくなり、調整する何らかの形を持たせることが必要です。今回の案件は3ha程度ですと、沈砂地程度で収めると思います。
〇 〇 会 議 員	面積だけでなく、傾斜の影響は考えてあるのでしょうか。

県農山漁村課		この案件については、農地ということで平らになっております。
議長	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議長	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議長	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議長	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。
ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 2,000㎡未満の案件につきましては、別段ご意見等もないようございますので、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係20件及び第5条関係48件、合わせて68件について知事に、農地法第4条関係3件及び第5条関係10件、合わせて13件について佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。

< 議 事 終 了 >

事 務 局 長 ありがとうございます。
それでは、報告事項に入ります。
平成25年度の県農業関係主要事業の概要及び、全国農業委員会会長大会、「人・農地プラン」作成における農業委員

	会の取組状況について報告等行います。
事務局員	(報告)
事務局長	皆様方からご意見やご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(意見・質問なし)
事務局長	以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。

15時00分